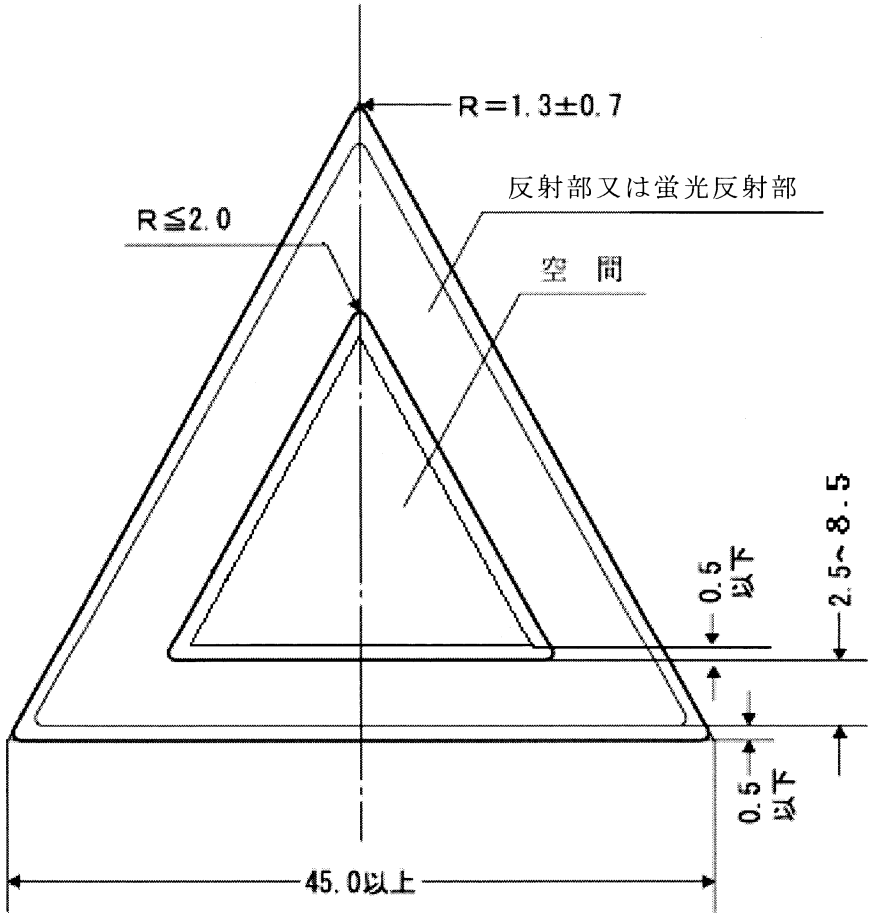
別記様式第五の五及び別記様式第五の六を次のように改める。

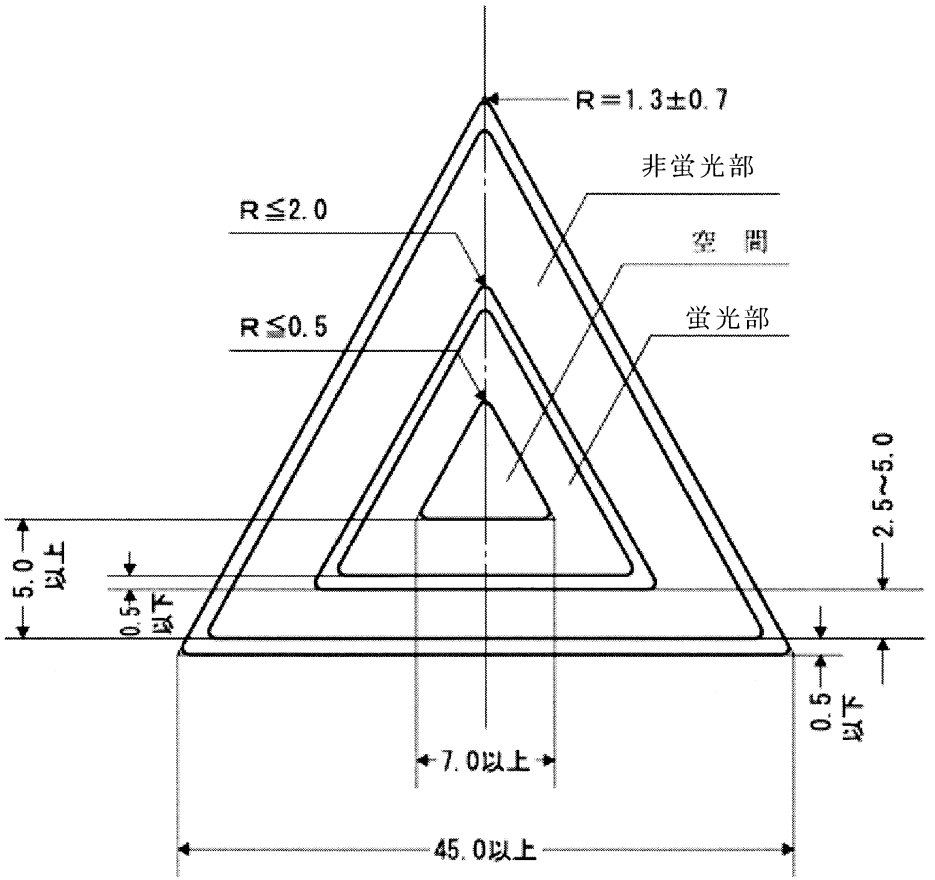
別記様式第五の五（第九条の十七、第九条の十八関係）



備考　1　図中の「反射部又は蛍光反射部」は、昼間用停止表示器材にあつては、「蛍光反射部」とする。

2　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第五の六（第九条の十七、第九条の十八関係）



備考　1　図中の「非蛍光部」は、夜間用停止表示器材にあつては、「反射部」とする。

2　蛍光部の面積は、247平方センチメートル以上とする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

附　則

この府令は、平成二十六年十月九日から施行する。